

(仮訳)

## アルコール飲料規制委員会告示

件名 アルコール飲料摂取禁止時間の規定

2025年

現状に即するため、アルコール飲料規制法第28条に基づくアルコール飲料販売禁止時間におけるアルコール飲料販売施設若しくは場所、又は営利目的によるアルコール飲料摂取サービスを提供する施設若しくは場所におけるアルコール飲料摂取に関する適用除外および条件を規定することが適切である。

2025年アルコール飲料規制法(第2版)により改正増補された2008年アルコール飲料規制法の第16条の(3)および第32条の権限に基づき、アルコール飲料規制委員会は以下の通り告示する。

第1条 本告示は官報掲載日の翌日より施行する。

第2条 何人も第28条に基づくアルコール飲料販売禁止時間中に、アルコール飲料販売施設若しくは場所、又は営利目的によるアルコール飲料販売施設若しくは場所におけるアルコール飲料摂取サービスを提供する施設若しくは場所におけるアルコール飲料を摂取してはならない。ただし、販売禁止時間の開始前に既にアルコール飲料を摂取している場合はアルコール飲料販売禁止開始時間から1時間以内に継続してそのアルコール飲料を摂取している人を除く。

2025年12月1日告示

パタナー・プロムパット

保健大臣

アルコール飲料規制委員会委員長

訳注：2025年12月2日付官報第142号特別章378NGページ掲載、2025年12月3日施行

**【免責条項】**

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2025 年 12 月 12 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/96893.pdf>